

業 務 概 要

令 和 6 年 度



めざせ健康寿命日本一!

秋 田 県 健 康 福 祉 部

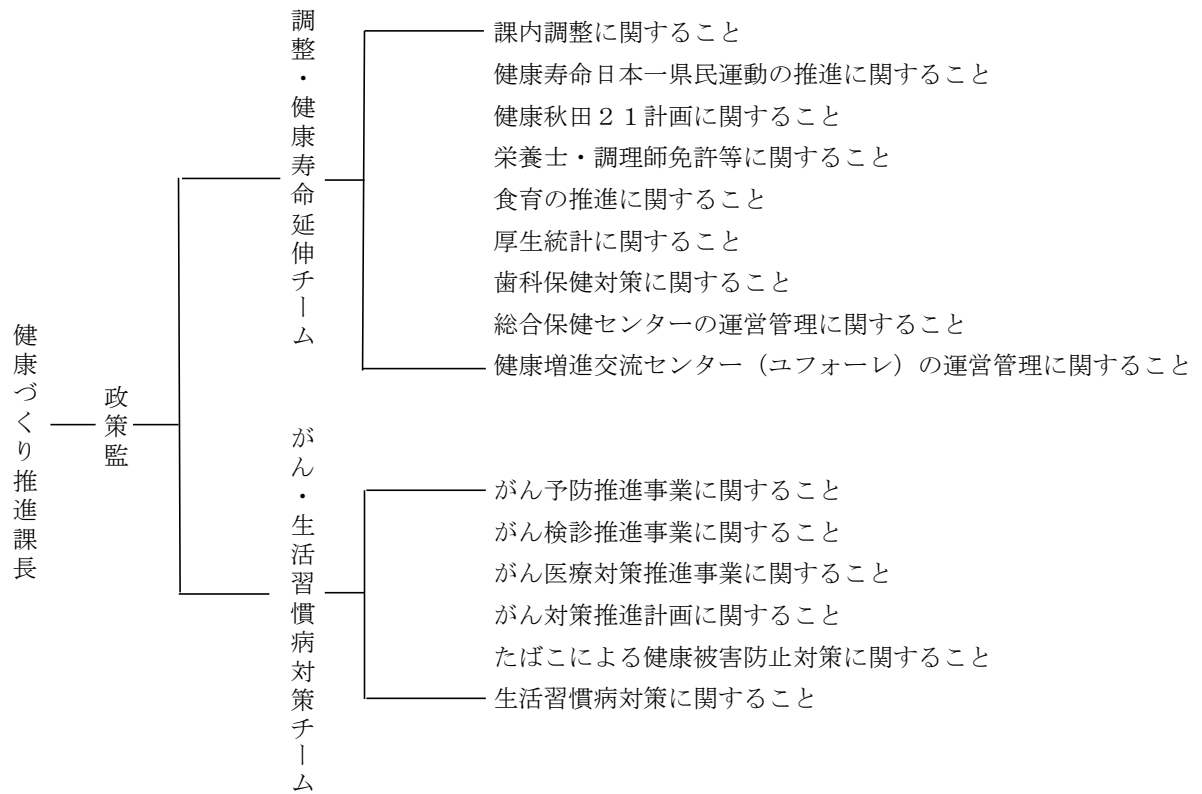
健 康 づ く り 推 進 課

目 次

I 健康づくり推進課事務分掌	1
II 令和6年度主要事業	
新秋田元気創造プラン重点戦略に基づく施策	
1 健康・医療・福祉戦略	
健康寿命日本一の実現	
(1) 健康づくり県民運動の推進	2
(2) 生活習慣の改善に向けた意識改革と行動変容の促進	6
(3) 特定健診・がん検診の受診の促進	11
(4) 高齢者の健康維持と生きがいのづくり	13
2 安心して質の高い医療の提供	
総合的ながん対策・循環器病対策の推進	14
III 指定管理施設	
1 秋田県総合保健センター	17
2 秋田県健康増進交流センター（ユフォーレ）	19
IV 資料	
1 秋田県健康づくり推進条例	22
2 秋田県健康づくり審議会組織図	27
3 10大死因	28
4 平均寿命	29
5 人口動態	29

I 健康づくり推進課事務分掌

I 健康づくり推進課事務分掌



Ⅱ 令和6年度主要事業

《 令和 6 年度健康福祉部主要事業 》

【新秋田元気創造プラン重点戦略に基づく施策】

○健康・医療・福祉戦略（戦略 5）

1 健康寿命日本一の実現

（1）健康づくり県民運動の推進

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
1	「あきた健康宣言！」推進事業	19,039 <財源> ① 150 ② 1,648 ③ 17,241	「健康寿命日本一」を目指して、県民の健康意識の向上や健康づくりに取り組みやすい環境を整備し、県民総ぐるみで健康づくり県民運動を展開する。 1 実施主体 県、市町村、秋田県健康づくり県民運動推進協議会 2 事業内容 （1）「あきた健康宣言！」推進事業 6,250千円 健康寿命日本一の達成に向けて、関係機関との連携による普及啓発など、健康づくりに取り組みやすい環境を整備する。 ①「あきた健康宣言！」周知事業 4,487千円 ・テレビ、ラジオ、新聞等を活用した情報発信 委 託 先：メディアパートナーシップ共同体実行委員会 ②秋田県健康づくり推進体制整備事業 1,763千円 ・「秋田県健康づくり県民運動推進協議会」の総会及び幹事会等の開催 内 容：県民運動の推進母体として会員の主体的な取組や情報共有の推進、会長表彰の実施等 構成団体：経済団体、保健医療団体、民間活動団体、市町村、報道機関等 ・協議会員による県民に有益な健康づくり情報をウェブサイト等を活用して一元的に発信 委 託 先：（株）秋田魁新報社 （2）地域健康づくり人材活性化事業 1,804千円 ①健康長寿推進員の活動支援 995千円 ・健康づくりの推進を担う人材の育成に取り組み、その人材を積極的に活動させる市町村に対して支援する。 対象経費：推進員等が参加する研修会、健康イベント等の実施に要する経費 補 助 率：1/2 ・活動事例発表交流会の開催 対 象：健康長寿推進員、市町村職員 ②健康づくり地域マスター制度の運用 809千円 ・マスターの任命及び育成 県内各地での任命研修及び希望者向けに更なる知識習得のための専門研修等の実施	健康づくり推進課

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
			(3) 健康経営普及事業 113千円 秋田県版健康経営優良法人認定制度の活用促進及び優れた取組のデータベース化・公開等を実施し、健康経営の普及を図る。 ・制度の対象 県内で事業活動を行い、常時1人以上の労働者を雇用する法人等で、公的医療保険の適用事業所 ・認定基準 がん検診の受診、受動喫煙防止対策、食生活改善に向けた普及啓発等、健康寿命延伸のために重要な10項目 ・認定期間等 認定期間：1年間 申 請：年2回（12月、6月） 認 定：年2回（3月、9月） (4) 食からの健康応援事業 2,859千円 ①県民の食意識向上、食環境整備事業 2,535千円 減塩、野菜・果物摂取に関する普及啓発を行い、県民の意識向上を図るとともに、食環境整備を進める。 ・秋田スタイル健康な食事認証制度の普及・支援・管理 ・地域住民への食生活改善に関する啓発 （委託先：秋田県食生活改善推進協議会） ・（管理）栄養士による栄養出前講座 （委託先：（公社）秋田県栄養士会） ・スーパー等の関係機関等と連携した減塩、野菜・果物摂取に関するキャンペーン ・学校、給食を活用した若年期からの普及啓発、保護者世代へのアプローチ ②栄養・食生活改善に取り組む人材の育成・確保事業 122千円 ・「地域の人材育成のための食生活改善講座」の実施 ③あきた食育推進事業 202千円 ・第4期秋田県食育推進計画（R3～R7）に基づく食育の推進 ・「食の国あきた」推進会議の開催 ・食育地域ネットワーク会議の開催 (5) 運動による健康づくり推進事業 609千円 ICTを活用した健康イベントの開催 ・アプリを活用したウォーキングイベントの開催による運動習慣の定着の促進	

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
			(6) 「健康な美酒王国」秋田推進事業 459千円 秋田県アルコール健康障害対策推進計画に基づくアルコール健康障害の理解促進及び普及啓発等の取組を実施する。 ①秋田県アルコール健康障害対策推進計画推進事業 90千円 ・第2期計画の推進及びアルコール健康障害に関する理解促進 ②有識者会議（秋田県アルコール健康障害対策推進委員会） 116千円 ・計画の評価及び進捗状況の管理・検証、施策に関する協議等 ③保健指導担当者等研修会 85千円 ・保健所、市町村等の保健指導担当者等を対象とした研修会の開催 ④「健康な美酒王国」普及啓発事業 168千円 ・飲酒に伴うリスクや適度な飲酒に関する正しい知識、アルコール健康障害等について、啓発資材を用いた普及啓発 (7) フレイル予防啓発事業 1,648千円 フレイル予防に関する啓発、人材の育成・資質向上を図る。 ①(公社)秋田県栄養士会による出前講座 244千円 ・食生活におけるフレイル予防のための出前講座の実施 ②ユフォーレを活用した出前講座 966千円 ・運動によるフレイル予防のための出前講座の実施 ③健康づくり指導者等への講習会 158千円 ・地域包括支援センター職員や市町村職員等を対象としたフレイル予防の講習会の実施 ④健康づくり地域マスター専門研修 280千円 ・フレイル予防に特化した専門研修の実施 (8) 健康づくりに関する調査事業 4,374千円 健康秋田21計画など各種計画の進捗管理や健康寿命日本一に向けた各種施策の方向性等を検討する上で必要なデータを収集するための調査（3年に1回）を実施する。 調査内容：県民の健康づくりに関する意識や行動、要望等 調査対象：県内居住の満20歳以上の男女（3,000人） 調査方法：郵送	

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
			(9) 学童期から始める健康づくり総合啓発事業 923千円 主に小学生を対象に将来にわたる健康づくりについての学習機会を提供するとともに、県民向けの学習機会の提供と広報・啓発活動による健康教育等の充実を図る。 ・「健康寿命日本一クイズ秋田県版」の制作 ・学校等におけるリモート出前講座 ・㊦子ども健康会議の開催	
2	市町村健康増進等事業	26,134 <財源> ㊦ 12,339 ㊧ 13,795	1 生活習慣病対策費 2,457千円 健康増進法に基づく健（検）診事業の精度管理及び従事者の指導講習（研修）等を開催する。 (1) 専門部会等の開催 1,437千円 生活習慣病分科会、がん対策分科会、消化器がん部会、子宮がん部会、乳がん部会、肺がん等部会、がん登録部会等の開催 (2) 生活習慣病予防のための専門職講習会 ・負担金交付先 1,020千円 (一社) 秋田県医師会 (公社) 秋田県診療放射線技師会 (一社) 秋田県臨床検査技師会 (特非) 秋田県糖尿病対策推進協議会 2 市町村健康増進事業費補助金 23,677千円 健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業（がん検診を除く。）に対して補助する。 (1) 内容 ①健康教育 ②健康相談 ③健康診査 ④訪問指導 ⑤総合的な保健推進事業 (2) 負担割合 国・県・市町村 各1/3 ※市町村が肝炎ウイルス検診に係る個別勧奨を実施した場合の自己負担相当額については、国10/10の補助	健康づくり推進課

(2) 生活習慣の改善に向けた意識改革と行動変容の促進

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
1	生活習慣病対策事業	3,785 <財源> ⑩ 1,891 ○ 1,894	地域・職域における連携の推進、地域の健康問題を抽出するためのデータ分析により効果的な保健事業等を実施するほか、循環器病の予防や正しい知識の普及啓発等により、循環器病による死亡率の低減を図る。 1 実施主体 県 2 事業内容 (1) 地域・職域連携推進事業 1,065千円 地域保健と職域保健の連携により各機関が実施している健康教育や健康相談、健康に関する情報等を共有し、在住者や在勤者の違いによらない、地域の実情を踏まえた、より効果的・効率的な保健事業を連携して展開する。 ・地域・職域連携推進協議会の開催 ・地域課題解決連携事業の実施 (2) 循環器病予防・普及啓発事業 2,720千円 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発による脳血管疾患や心疾患など循環器病の死亡率の減少を目指す。 ①循環器病予防・知識啓発部会の開催 152千円 ・有識者による委員会の開催 ②循環器病予防の普及啓発 1,964千円 ・県民の健康と医療を考えるセミナーの開催 ・普及啓発資材を活用した広報活動 ③脳卒中発症予防推進事業 604千円 ・市町村や職域の保健師・管理栄養士等を対象とした脳卒中発症予防に向けた研修会の開催	健康づくり推進課
2	栄養改善対策事業	8,402 <財源> ⑩ 3,446 ⑩ 4,954 ○ 2	1 栄養士・調理師免許事務費 1,783千円 調理師試験の実施及び栄養士・調理師の免許の交付等を行う。(調理師試験の一部を(公社)調理技術技能センターへ委託) (1) 調理師試験事務 ・受験見込数 220人 (2) 栄養士免許交付事務(見込) ・免許申請者 105人 ・免許書換 70人 ・再交付申請者 15人 (3) 調理師免許交付事務(見込) ・免許申請者 160人 ・免許書換 45人 ・再交付申請者 55人 (4) 栄養士調理師免許システムPC入替【単年度】	健康づくり推進課

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
			2 国民健康・栄養調査費 4,954千円 健康増進法の規定により、国民健康・栄養調査を実施する。（厚生労働省からの委託事業） ・対象地区：県内7地区 3 栄養改善対策費 1,665千円 県（主管課・各福祉環境部）が一体となり、既存資源を有効に活用し、県の健康課題に関する栄養・食生活分野の要因の改善に取り組む。 （1）栄養・食生活分科会の開催 （2）栄養改善推進事業 ・栄養改善中央研修会の開催 ・栄養改善保健所研修会の開催 ・人材育成研修会の開催（実施主体：課） （3）保健栄養対策事業 ①適正な給食の推進 ・特定給食施設等巡回個別指導 ・従事者研修会 ②食環境の整備 ・食の健康づくり応援店の更新・精度管理 ③食生活改善地区組織の育成、基盤強化 ・食生活改善推進員のスキルアップ事業開催（委託先：秋田県食生活改善推進協議会） ・未組織市町村への働きかけ （4）健康増進事業 ・健康増進法第65条第1項に基づく監視指導	
3	県民健康・栄養調査事業	278 <財源> ○ 278	健康秋田21計画等の栄養・食生活分野の指標となる基礎データを得るために概ね5年毎に実施している県民健康・栄養調査の次回開催時期、調査方法等について、より効果的な事業実施となるよう検討会を開催する。 1 実施主体 県 2 事業内容 ①県民健康・栄養調査実施検討会の開催 ②県民健康・栄養調査の調査設計のための人材育成研修会	健康づくり推進課
4	「受動喫煙ゼロそして禁煙」推進事業	13,805 <財源> 国 6,880 県 36 ○ 6,889	たばこによる健康被害を防止するため、禁煙支援、若い世代の喫煙防止及び受動喫煙防止の3つの観点から総合的なたばこ対策を行う。 1 実施主体 県 2 事業内容 （1）禁煙支援事業 1,383千円	健康づくり推進課

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
			喫煙率低減のため、禁煙の動機付けや禁煙開始の支援を行う。 - 子育て世代や働き盛り世代の喫煙者に対する禁煙支援 - 県民向けフォーラムの開催 (2) 若い世代の喫煙防止事業 356千円 若い世代の喫煙防止のため、たばこによる健康被害に関する正しい知識の普及や喫煙の習慣化防止に向けた取組を行う。 - 大学生や新規就職者等を対象にした喫煙の習慣化防止に関する啓発資材の作成・配布 - 大学生向け講義の実施 (3) 受動喫煙防止事業 12,066千円 受動喫煙による健康被害を防止するため、受動喫煙を防止する環境を整備する。 - 望まない受動喫煙を防止する環境整備を推進するための普及啓発 - 受動喫煙防止対策を実施している施設の周知 - 受動喫煙防止条例に関する相談対応・指導	
5	歯科保健対策事業	1,351 <財源> ◎ 1,351	県民の健康づくりを推進するため、歯科保健分科会の開催や歯科保健の啓発を目的とした表彰事業等を実施する。(一部を(一社)秋田県歯科医師会に委託) (1) 健康づくり審議会歯科保健分科会の開催 (2) 歯科保健普及啓発事業 - 親子よい歯のコンクール 8020いい歯の表彰 - 臼井記念歯科保健功労賞 - よい歯の保育所・幼稚園、学校表彰 (県教育委員会、県歯科医師会と共催) - 秋田県歯科保健大会	健康づくり推進課
6	歯科保健医療推進事業	19,837 <財源> ◎ 13,191 ◎ 69 ◎ 6,577	各ライフステージに応じた歯科保健対策を実施するため、生涯にわたって歯と口腔の健康を維持できる支援体制を整備する。 1 実施主体 県(一部委託) 2 事業内容 (1) 口腔保健支援センター推進事業 10,745千円 市町村に対する歯科口腔保健に関する情報提供 (フッ化物洗口に関する知識と技術の普及、実態調査結果を踏まえたライフステージに応じた歯科疾患予防の推進)	健康づくり推進課

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
			・社会福祉施設、学校、医療機関等に対する訪問歯科保健指導 ・健診、研修、イベント等における歯科保健に関する普及啓発 ・他県の口腔保健支援センター職員との情報交換等を通じたセンターの機能向上 (2) 8020運動推進特別事業 2,137千円 早期からの歯の喪失防止や高齢者の口腔機能の維持・向上を図るため、口腔ケア等に関する研修事業を実施する。 ・地域歯科保健課題解決に向けた研修会の開催(8保健所) ・歯科口腔保健推進研修事業 歯科保健医療フォーラム及び口腔ケア推進研修会の開催 委託先：(一社)秋田県歯科医師会 (3) 健口づくり連携推進事業 2,172千円 要介護や障害を有する場合、または災害時の歯科保健医療の提供にあたっては特別な配慮が必要であり、そうした状況に対応するため、医療や介護専門職等との連携体制を構築する。 ①歯科医療提供体制構築推進検討会 722千円 医療や介護専門職等との歯科保健医療の提供体制に関する課題を検討するための会議 委託先：(一社)秋田県歯科医師会 ②口腔衛生管理推進研修会 943千円 介護や障害者施設の職員を対象とした研修会を開催する(年3回)。 委託先：(一社)秋田県歯科医師会 ③災害歯科保健医療研修会 507千円 災害時の歯科保健医療に関する研修会を開催する(年1回)。 委託先：(一社)秋田県歯科医師会 (4) オーラルフレイル予防啓発事業 4,783千円 オーラルフレイルの予防に必要な歯科衛生士や歯科技工士の人材育成、資質向上を図ることに加え、働き盛り世代に対する継続した予防介入事業を実施する。 ①オーラルフレイル予防啓発人材育成事業 400千円 市町村の保健事業や介護予防事業で活躍できる歯科衛生士の育成を目的とする研修会 委託先：(一社)秋田県歯科衛生士会	

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
			②歯科補綴物等情報共有事業 265千円 歯科補綴物等の適切な管理によるオーラルフレイル予防を推進するため、歯科補綴物等に関する情報の共有や、歯科技工士の資質の向上のための研修会を開催する。 委託先：（一社）秋田県歯科技工士会 ③モデル企業の育成 4,118千円 口腔体操や歯科保健指導等を定期的に継続して実施する企業を支援するため、歯科衛生士を配置し、働き盛り世代からの口腔機能向上に取り組む企業を育成していく。	
7	秋田県健康増進交流センター運営費	73,336 <財源> (使) 106 (諸) 88 (○) 73,142	秋田県健康増進交流センター（ユフォーレ）の管理を指定管理者に委託する。 (1) 設置者 県 (2) 指定管理者 河辺地域振興（株） (3) 指定期間 R3～R7年度 (4) 指定管理料 73,336千円（R6） (5) 内 容 温泉を活用した健康増進事業の実施（健康運動指導士、温泉利用指導者、栄養士の配置）	健康づくり推進課
8	秋田県健康増進交流センター設備等整備事業	43,076 <財源> (備) 38,600 (○) 4,476	ユフォーレの維持管理上必要不可欠であるため、老朽化している設備等を更新する。 ・中央監視装置設備更新（工事・設計監理）1基	健康づくり推進課

(3) 特定健診・がん検診の受診の促進

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名															
1	健（検）診受診率向上総合対策事業	14,475 <財源> ⑩ 393 ① 14,082	健（検）診受診率の向上を図るため、受診しやすい環境の整備など、受診促進に向けた総合的な取組を行う。 1 実施主体 県、市町村 2 事業内容 (1) 胃がん検診助成事業 5,947千円 全国と比較し胃がんの死亡率が高いことから、罹患率の上昇する年齢層を対象に、検診（エックス線・内視鏡）の自己負担額を無料化又は軽減するための経費を助成する。 ・補助対象：市町村 ・対象年齢：50、52、54、56、58歳 ・補助基準額：2,000円 ・補助率：10/10 (2) がん検診受診率向上推進事業 5,207千円 次の4つのがん検診について、罹患率の上昇する年齢層を対象に、検診の自己負担額を軽減するための経費を助成する。 ・補助対象：市町村 ・補助率：1/2 ・補助基準額等： <table><tr><td></td><td>対象年齢</td><td>補助基準額</td></tr><tr><td>大腸がん</td><td>50～54歳</td><td>500円</td></tr><tr><td>肺がん</td><td>60～64歳</td><td>500円</td></tr><tr><td>子宮頸がん</td><td>30～34歳</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>乳がん</td><td>40～44歳</td><td>1,500円</td></tr></table> ・補助要件：コール・リコールによる受診勧奨 (3) 「声かけあって、みんなで受診！」健（検）診受診促進事業 787千円 地域のかかりつけ医等から健（検）診未受診者等へ受診を促すことにより、病気の早期発見・早期治療につなげ、がんや生活習慣病の死亡率低減を目指す。 ①かかりつけ医による受診勧奨 ・委託先：（一社）秋田県医師会 ②がん対策推進企業等連携協定締結企業（32社）による顧客や取引先等に対する受診呼びかけの実施		対象年齢	補助基準額	大腸がん	50～54歳	500円	肺がん	60～64歳	500円	子宮頸がん	30～34歳	1,500円	乳がん	40～44歳	1,500円	健康づくり推進課
	対象年齢	補助基準額																	
大腸がん	50～54歳	500円																	
肺がん	60～64歳	500円																	
子宮頸がん	30～34歳	1,500円																	
乳がん	40～44歳	1,500円																	

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
			(4) 若年女性のためのがん検診受診促進事業 2,534千円 若年女性の子宮頸がんの検診自己負担額の軽減を図り、がん検診の受診促進及び習慣化につなげる。 ・補助対象：市町村 ・対象年齢：22、24、26、28歳 ・補助基準額：1,500円 ・補助率：10/10	
2	秋田県総合保健センター運営事業	77,163 <財源> ④ 1,238 ④ 356 ④ 18,592 ○ 56,977	秋田県総合保健センターの管理を指定管理者に委託する。 (1) 設置者 県 (2) 指定管理者 (公財) 秋田県総合保健事業団 (3) 指定期間 R3～R7年度 (4) 指定管理料 77,163千円(R6) (5) 内 容 健康診査(人間ドック)の実施、総合保健センターの施設維持管理など	健康づくり推進課
3	秋田県総合保健センター設備等整備事業	2,284 <財源> ○ 2,284	人間ドック事業に必要な検査機器等を整備する。また、老朽化している設備等を更新する。 ・非常用発電機蓄電池交換 ・高圧受電盤他機器更新(設計)	健康づくり推進課

2 安心して質の高い医療の提供

(3) 総合的ながん対策・循環器病対策の推進

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
1	がん対策総合推進事業	145,171 <財源> 国 50,306 県 15,000 市 4,817 県 75,048	がんになっても安心して暮らせる地域社会を実現するため、がんに関する情報発信やがん診療機能の強化、患者に対する支援等を行う。 1 実施主体 県、市町村、がん患者団体、がん診療連携拠点病院等 2 事業内容 (1) がん登録推進事業 8,324千円 がん登録推進法に基づく「全国がん登録」に関する事務等を実施する。 ・委託先：(公財)秋田県総合保健事業団等 ・内 容：医療機関からの届出情報の審査・整理、登録情報の国への提出や県内市町村・医療機関への提供等 ※全国がん登録 がんと診断された全ての人のデータを国で一つにまとめて集計・分析・管理する仕組み (2) 多目的コホート研究事業 4,817千円 国立がん研究センターの委託を受け、生活習慣とがんなどの病気との関係を明らかにするための疫学調査を実施する。 ・実施地域：横手市 ・内 容：血液試料及び健診データの収集等 (3) がん診療機能等強化事業 116,000千円 がん拠点病院等の診療機能を強化するために必要な経費を助成する。 ①がん診療機能等強化事業費補助金 93,500千円 地域がん診療連携拠点病院等のがん診療機能等の強化に要する経費に対して補助する。 ・補助基準額：1病院当たり8,500千円 ・補 助 率：10/10 (国1/2、県1/2) ・対 象 経 費：医療従事者研修、患者等への相談支援、普及啓発等 ②がん薬物療法機能強化事業費補助金 15,000千円 がん拠点病院等へ派遣し、がん薬物療法に係る指導・助言等を行うための医師を配置するために要する経費に対して補助する。 ・補 助 先：秋田大学医学部附属病院 ・補 助 率：10/10 ・対 象 経 費：人件費、旅費等諸経費	健康づくり推進課

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
			③㊦緩和医療機能強化事業費補助金 7,500千円 がん拠点病院等へ派遣し、緩和医療に係る指導・助言等を行うための医師を配置するために要する経費に対して補助する。 ・補助先：秋田大学医学部附属病院 ・補助率：10/10 ・対象経費：人件費 (4) 緩和ケア推進事業 800千円 県内のがん緩和ケア提供体制の強化を図るため、緩和ケアに携わる医療従事者等を対象とした研修会を開催する。 ・委託先：秋田県緩和ケア研究会 ・内容：拠点病院の緩和ケア病棟等における実地研修 (5) がん対策推進計画進行管理費 226千円 第4期秋田県がん対策推進計画を推進するため、情報収集等を行う。 (6) がん患者支援推進事業 14,277千円 がん治療に伴う問題を解消するため、がん患者及びその家族の経済的負担軽減を図る。 ①医療用補正具助成 7,995千円 がん患者の就労や社会参画を支援するため、医療用補正具の購入費用に助成した市町村に対して補助する。 ・補助対象：市町村 ・助成限度額：ウィッグ 1人当たり15千円 乳房補正具 1人当たり10千円 ②妊よう性温存支援 5,556千円 がん患者等の妊よう性温存に係る相談ネットワークを構築するとともに、その治療に要する費用等に対して助成する。 ・補助対象：43歳未満、所得制限なし ・補助基準額： - ア 妊よう性温存療法 - 精子 30千円 - 卵子 200千円 - 精巣内精子採取 350千円 - 受精卵 350千円 - 卵巣組織 500千円 - イ 温存後生殖補助医療 - 受精卵を用いた治療 100千円 - 未受精卵子を用いた治療 250千円 - 卵巣組織再移植後の治療 300千円	

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
			精子を用いた治療 300千円 ※採卵したが状態の良い卵が得られないため中止した場合 100千円 ※人工授精の場合 10千円 ・補助率：10/10 ※妊よう性温存治療 がん治療に伴う化学療法や放射線療法で生殖機能が損なわれる前に、卵子、精子等を凍結保存し、妊娠の可能性を残す治療 ③若年がん患者在宅療養支援 726千円 ・補助対象：18～39歳の在宅療養を希望するがん患者 ・補助基準額：福祉用具貸与 月額 30千円 福祉用具購入 年額100千円 ・補助率：9/10 ※がん患者の在宅療養支援については、18歳未満は小児慢性特定疾病医療費等、40歳以上は介護保険の対象となる。 (7) がんとの共生社会推進事業 727千円 県民のがんに対する理解を深めることで、がんとの共生社会の実現を推進する。 ①がん患者団体ネットワーク等支援 463千円 ・ピア・サポート活動支援 補助対象：がんサロンを運営する患者団体 補助基準額：15千円（定額補助） 対象経費：がんサロン開催経費 ・がん患者団体ネットワーク・情報発信強化 委託先：秋田県がん患者団体連絡協議会 きぼうの虹 委託内容：がん患者団体交流会及び研修会の開催、情報発信 ②若い世代からのがん教育 264千円 委託先：秋田大学 委託内容：AYA世代を対象としたがんに関する正しい知識を学ぶ講座等の開催	

Ⅲ 指定管理施設

1 総合保健センター事業の概要について

1 総合保健センターの設置について

秋田県総合保健センター条例により規定されており、県民の健康の保持増進を図るため、昭和61年9月に設置された。

2 機能

(1) 保健医療情報の管理

市町村が集団健診データを活用するためのシステムについて、制度の変更に合わせてプログラムを更新する。また、集団検診を実施する際に、データを効率的に処理するシステムを無償貸与する。

(2) 保健医療に関する施設・設備の管理

保健医療に関する研修等のため、センターの会議室・研修室等の使用許可及び管理を行うとともに、健康教育等で使用する普及啓発用視聴覚資材を保有し、市町村や保健所、一般企業、ボランティア団体等へ無償貸与する。

(3) 健康診査

健康診査（日帰り人間ドック）業務として、総合健診、婦人健診のほか各種オプション検査等を実施する。

(4) その他、健康の保持増進に関し必要な業務

3 管理運営方法

平成18年度から指定管理者として、（公財）秋田県総合保健事業団が管理運営。（利用料金・指定管理料併用）

4 利用実績

(1) 研修室の使用実績（延べ利用回数）

（単位：回）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	定員(人)
大会議室	154	141	135	134	110	113	121	102	180
小会議室	48	50	43	42	45	36	45	32	28
栄養実習室	7	4	11	9	9	8	6	6	40
展示ホール	23	17	7	5	14	18	10	5	—
第1研修室	150	126	117	118	116	92	115	88	60
第2研修室	142	135	142	144	126	87	114	111	30
第3研修室	135	99	89	91	87	76	97	68	30

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	定員(人)
大会議室	130	126	157	147	174	227	227	250	180
小会議室	30	37	60	49	30	40	67	71	28
栄養実習室	4	4	5	13	1	1	2	6	40
展示ホール	4	7	3	9	1	4	4	4	—
第1研修室	139	105	131	105	105	110	150	114	60
第2研修室	104	94	144	126	75	99	149	115	30
第3研修室	72	69	90	66	66	71	143	109	30

(2) 健康診査の受診実績

(単位：人、件)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	備 考
総合健診	5,534	5,414	5,492	5,332	5,426	5,430	5,774	5,702	人間ドック受診数
婦人健診	1,461	1,299	1,289	1,355	1,382	1,320	1,272	1,273	婦人健診受診者数
その他健診等	2,683	2,690	2,436	4,207	3,738	4,286	4,395	6,207	オプション検査等実施 件数(喀痰等)
合 計	9,678	9,403	9,217	10,894	10,546	11,036	11,441	13,182	

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	備 考
総合健診	5,850	5,889	6,134	6,120	6,108	6,128	6,125	6,462	人間ドック受診数
婦人健診	1,344	1,296	1,258	1,238	1,217	1,205	1,111	1,123	婦人健診受診者数
その他健診等	6,511	6,217	7,096	7,231	7,826	7,468	6,165	6,680	オプション検査等実施 件数(喀痰等)
合 計	13,705	13,402	14,488	14,589	15,151	14,801	13,401	14,265	

2 秋田県健康増進交流センター（ユフォーレ）の概要

《目的》

県民の健康増進を積極的に推進するため、温泉利用を中心に運動や森林浴を取り込んだ健康づくりの実践の場を提供するとともに、健康に関する情報提供・研修等を行う拠点施設として設置された。

《施設概要》

1 位 置 秋田市河辺三内字丸舞1-1（県立太平山自然公園内、岩見ダム手前3km）

2 設置日 平成9年6月19日新築 平成9年7月25日開設

3 規 模

県	建物	メイン棟（1,746㎡）	トレーニングルーム・健康相談・情報コーナー・レストラン・ロビー・大広間（3室）・個室（6室）・会議室（2室）ほか
		アクア棟（2,539㎡）	バーデゾーン（11種の浴槽）・プール・裸浴・リラクゼーション等（3室）
		宿泊棟（1,143㎡）	一般宿泊棟（24室61人）・自炊棟（12室42人）
	基盤	駐車場（8,050㎡）	第2駐車場（278台）・第3駐車場（70台）
		その他	構内道路（L=280m・W=8.5m）・送湯設備（1,100m）
秋田市	建物・基盤	駐車場（1,646㎡）	第1駐車場（74台）
		森林浴コース	L=1,040m・W=2m
		緑地広場（35,900㎡）	グラントゴルフ・野外ステージ
		芝生公園（20,800㎡）	キャンプサイト・炊事場
		その他	進入路（L=1,120m・W=8.5m）

※平成16年3月1日、市（町）により河辺高齢者健康づくりセンターが新設された。

（介護予防等拠点整備事業：国10/10、メイン棟と渡り廊下で接続）体育館等 535㎡

4 施設整備費（平成4～9年度）（単位：円）

区 分	構造・設計（H4～6）	工事費（H7～9）	合計
秋田県	1億1千2百万	33億9千5百万	35億7百万
秋田市（河辺町）	—	12億	12億
合 計	1億1千2百万	45億9千5百万	47億7百万

《管理運営方法》

1 運営形態について

（1）令和3年度～令和7年度

指定管理者として河辺地域振興株式会社が管理運営。（利用料金・指定管理料併用）

（2）平成28年度～平成32年度

指定管理者として河辺地域振興株式会社が管理運営。（利用料金・指定管理料併用）

（3）平成18年度～平成27年度

指定管理者として河辺地域振興株式会社が管理運営。（利用料金・指定管理料併用）

（4）平成13年度～平成17年度

管 理 運 営： 河辺地域振興株式会社（利用料金・委託料併用）

健康増進事業の実施：財団法人秋田県総合保健事業団（委託料）

※ 外部監査の指摘（H11.9）を受け、運営体制一元化による経営の効率化を図るため、重複業務を解消（施設の一元管理）した。

（５）平成９年度開設～平成１２年度

管理運営（宿泊棟・レストラン）：河辺町地域振興株式会社（利用料金）

管理運営（メイン棟・アクア棟）：財団法人秋田県総合保健事業団（委託料）

及び健康増進事業の実施

- ※ 健康増進事業・・・健康運動指導士・温泉利用指導者の配置、健康教室開催、健康づくり実践指導、健康相談、情報提供等
・資格取得者一覧（R6.5現在）

	令和６年度
温泉利用指導者	１
健康運動指導士	３
健康運動実践指導者	１
管理栄養士 栄養士	１
栄養士	１
プール衛生管理者	１
水上安全法救助員	１
中・高等学校教諭１種免許（保健体育）	１

※実人数 ４人

５ 利用料金制について

（１）条例で規定する額を基準として指定管理者の申請を県が承認し、利用料金を定める方式（承認利用料金制）を開設当初から導入している。

（２）令和５年秋に、指定管理者から物価高騰等の影響を受けて利用料金の見直しを求める要望や、行政経営課からは、利用料金制の施設については情勢に合わせた利用料金の変更を積極的に行うこととの通知（R5.10.10行経-415）があったほか、県議会では物価高騰を踏まえ施設利用料金の見直しを求める沼谷県議の質問があった。

そこで、令和６年５月から、指定管理者が宿泊料金を条例記載額の上下限２割以内の範囲で柔軟に設定できるよう、利用料金を見直した。併せて近傍施設と比べて低額だった回数券料金の引き上げを行った。

主な利用料金

区 分	条例記載額 R1/10/1～	承認額 R1/10/1～	承認額 R6/5/1～
入館料全館利用（一般）	１，２６０円	１，２００円	同
〃 全館利用（小学生）	６３０円	６００円	同
入館料入浴のみ（一般）	６３０円	６００円	同
〃 （小学生）	３１０円	３００円	同
団体料金20人以上（一般）	１，０５０円	９００円	同
定期券（一年間有効）	１８，８６０円	１８，５００円	同
回数券・５回（一般）	６，３００円	４，０００円	５，０００円
〃 入浴のみ10回（一般）	６，３００円	４，０００円	５，０００円
トレーニングルーム利用のみ	２５０円	２５０円	同
一般棟宿泊（シングル素泊）	５，４５０円	５，４５０円	４，３６０～６，５４０円

《利用者数の状況》

(単位：人・千円)

年 度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
委託先	河辺町地域振興株式会社 財団法人秋田県総合保健事業団							
利用者	77,651	85,455	104,376	94,886	100,673	94,901	96,504	95,363

東日本大震災 (H23. 3. 11)

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
委託先		【指定管理者】 河辺地域振興(株)					【指定管理者】 河辺地域振興(株)	
利用者	95,794	91,902	91,299	86,235	89,241	80,693	87,471	90,242

目標利用者数

88,000

90,000

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
委託先	【指定管理者】 河辺地域振興(株)			【指定管理者】 河辺地域振興(株)				
利用者	91,064	92,090	93,108	94,006	95,029	96,094	97,007	78,042

目標利用者数

91,000

92,000

93,000

94,000

95,000

96,000

97,000

78,000

年 度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
委託先	【指定管理者】 河辺地域振興(株)							
利用者	82,602	90,039	99,023					

目標利用者数

97,000

97,000

97,000

100,000

IV 資 料

1 秋田県健康づくり推進条例 （平成16年秋田県条例第十六号）

目次

前文

第一章 総則（第一条～第七条）

第二章 基本計画（第八条）

第三章 基本的施策（第九条～第十六条）

第四章 重点的施策（第十七条～第二十条）

第五章 秋田県健康づくり審議会（第二十一条～第二十六条）

附則

生涯にわたって健やかで生き生きと暮らすことは、県民共通の願いであり、社会の活力の維持と向上に欠くことのできないものである。

秋田県では、生活環境の改善や医学の進歩などにより、県民の平均寿命が延びている一方で、全国の平均に比べ、がんなどの生活習慣病により死亡する人の割合が高く、また、自殺により死亡する人の割合も著しく高い現状にある。

このような状況に対処し、すべての県民が健康で長生きするためには、一人ひとりが、食生活、運動などの生活習慣の心身に及ぼす様々な影響を認識し、自ら進んで生活習慣の改善や心の健康の保持に取り組むとともに、その取組を社会全体で支援していかなければならない。

ここに、すべての県民が生涯にわたって健やかで心豊かに生活することができる活力ある社会の実現に寄与するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、健康づくりについて、基本理念を定め、並びに県民、県、健康づくり関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、健康づくりの推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 健康づくり 疾病及び障害の有無又は程度にかかわらず、健やかで心豊かに生活するため、食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣の改善等により、自己の心身の状態をより良くしようとする取組をいう。
- 二 健康づくり関係者 保険者（健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六条第一号から第六号までに掲げる者をいう。）、医療機関、教育機関その他県民の健康づくりに関する活動を継続的に行うもの（国、県及び市町村並びに営利を目的とする団体を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県民が、健康づくりの重要性を深く理解するとともに、自己の健康を管理する能力の向上を図りながら、生涯にわたって主体的に取り組むこと。
- 二 県、健康づくり関係者及び事業者が、それぞれ適切に役割を分担しつつ、相互に連携し、及び協力して必要な措置を講ずるとともに、県民の生涯の各段階に応じた支援を一貫して行うこと。

(県民の責務)

第四条 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自己に適した健康づくりを積極的に行うとともに、家庭、地域及び職場における健康づくりの推進に関する活動に参加する努めなければならない。

(県の責務)

第五条 県は、基本理念にのっとり、健康づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(健康づくり関係者の責務)

第六条 健康づくり関係者は、基本理念にのっとり、県民に対し健康づくりに関する十分かつ確かな情報を提供するとともに、県民が健康づくりを行いやすい社会環境の整備に努めなければならない。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、その使用する労働者が健康づくりを行いやすい職場環境の整備を図るとともに、県が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 基本計画

(基本計画)

第八条 知事は、健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 健康づくりの推進に関する目標及び施策の方向
- 二 前号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための重要事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県健康づくり審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(県民等に対する支援)

第九条 県は、県民が行う健康づくり並びに県民及び民間の団体が行う健康づくりの推進のためのボランティア活動その他の活動について、情報の提供、助言、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（健康教育の充実等）

第十条 県は、健康づくりの重要性についての児童及び生徒の関心と理解が深まるよう、健康教育の充実に努めるものとする。

2 県は、県民が健康づくりに関する知識を修得し、生涯にわたって主体的に健康づくりを行うことができるよう、学習の機会の提供及び広報その他の啓発活動を行うものとする。

（人材育成）

第十一条 県は、健康づくり関係者と連携し、健康づくりに関する専門的な知識及び技術を有する者の育成及び活用に関し必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究等）

第十二条 県は、健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の収集及び分析並びに調査研究を行うものとする。

（健康づくりの日）

第十三条 県は、健康づくりについての県民の関心と理解を深めるとともに、健康づくりに関する活動への積極的な参加を促進するため、健康づくりの日を設ける。

2 健康づくりの日は、十月の第一日曜日とする。

（表彰等）

第十四条 知事は、健康づくりの推進に関し積極的な活動を行っている認められる者を公表し、又は表彰することができる。

（年次報告）

第十五条 知事は、毎年、健康づくりの推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

（市町村に対する協力）

第十六条 県は、市町村が健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

第四章 重点的施策

（生活習慣病の予防）

第十七条 県は、県民のがん、脳血管疾患、歯科疾患その他の生活習慣病の予防を図るため、市町村及び健康づくり関係者と連携し、生活習慣病に関する調査研究の結果を活用した保健指導その他の県民の生活習慣の改善に関する施策及び健康診査の推進に関する施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持及び自殺の予防）

第十八条 県は、県民の心の健康の保持及び自殺の予防を図るため、市町村及び健康づくり関係者と連携し、県民からの相談に応ずるために必要な体制の整備、啓発活動等を行うものとする。

（健全な食生活の実現）

第十九条 県は、県民の健全な食生活の実現を図るため、市町村及び健康づくり関係者と連携し、地域で生産された農林水産物の特長を考慮した栄養指導その他の県民の栄養の改善に関する施策を講ずるものとする。

（受動喫煙の防止）

第二十条 県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設

における県民の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう求めるとともに、県民の受動喫煙の防止に関する広報その他の啓発活動を行うものとする。

第五章 秋田県健康づくり審議会

（設置及び所掌事務）

第二十一条 第八条第三項の規定による諮問に応じて調査審議をさせるため、秋田県健康づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じがん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第十八条第二項に規定する合議制の機関として同法及びがん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号）の規定によりその権限に属させられた事項並びに健康づくりの推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

（平二七条例五六・一部改正）

（組織及び委員の任期）

第二十二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（会長）

第二十三条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議）

第二十四条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（分科会及び部会）

第二十五条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、別に定めるところにより、分科会を置く。

- 2 分科会に、前項の規定により分科会の所掌に属させられた事項（以下「分科会の所掌事項」という。）のうち特定の事項を調査審議させるため、別に定めるところにより、部会を置くことができる。
- 3 審議会に、分科会の所掌事項及び前項の規定により部会の所掌に属させられた事項（以下「部会の所掌事項」という。）を調査審議させるため、専門委員を置く。
- 4 専門委員は、分科会の所掌事項又は部会の所掌事項に関し学識経験のある者のうち

から、知事が任命する。

5 分科会又は部会に属すべき委員及び専門委員は、二十人以内とし、知事が指名する。

6 分科会に分科会長を、部会に部会長を置く。

7 第二十二条第三項及び第四項の規定は専門委員について、第二十三条第二項から第四項まで及び前条の規定は分科会長及び部会長並びに分科会及び部会の会議について準用する。この場合において、第二十三条第二項及び第四項並びに前条第三項及び第四項中「委員」とあるのは、「分科会に属する委員及び専門委員」又は「部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

8 分科会の所掌事項については審議会の定めるところにより分科会の議決をもって審議会の議決とし、部会の所掌事項については分科会の定めるところにより部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。

(委任規定)

第二十六条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に健康増進法第八条第一項の規定により定められている計画は、第八条の規定により定められた基本計画とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

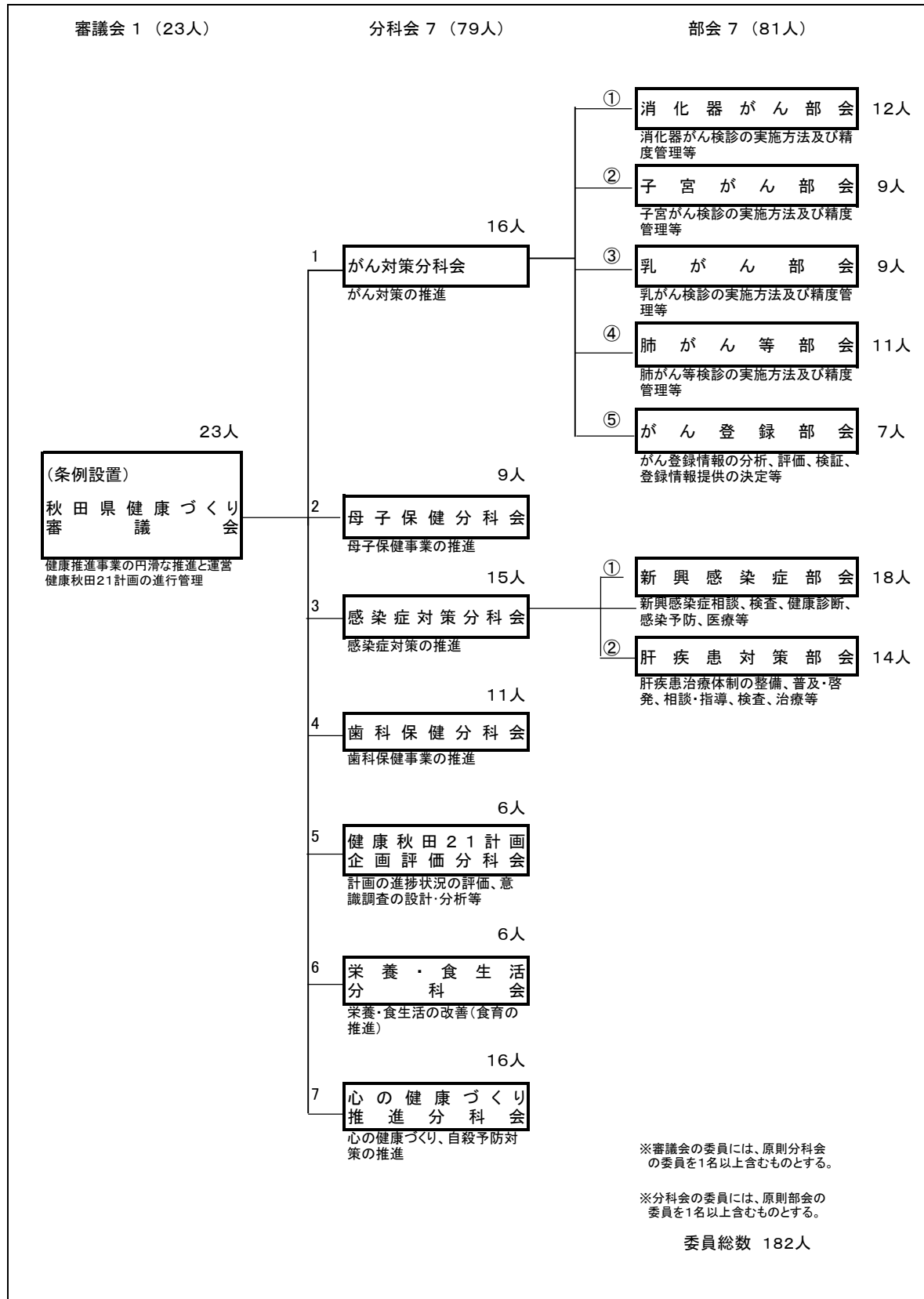
附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)の施行の日までの間におけるこの条例による改正後の秋田県健康づくり推進条例第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「第十八条第二項」とあるのは「附則第三条第二項及びがん登録等の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百二十三号)附則第三条」と、「がん登録等の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百二十三号)」とあるのは「同令」とする。

2 秋田県健康づくり審議会組織図(R6年10月現在)

任期: R6. 7. 1 ~ R8. 6. 30



3 秋田県健康づくり審議会、同分科会及び部会委員名簿 (R6. 7. 1~R8. 6. 30)

令和6年10月現在

審議会等名称		氏名	所属役職等	備考
秋田県健康づくり審議会	1	伊藤 伸一	一般社団法人秋田県医師会副会長	1
	2	伊藤 英一	秋田市立築山小学校校長	2
	3	大越 昭則	一般社団法人秋田県薬剤師会会長	3
	4	大山 剛子	秋田県産婦人科医会会長	4
	5	小野 和子	一般社団法人秋田県病院協会会長	5
	6	木場 寿美子	公募委員	6
	7	栗盛 美子	公益社団法人秋田県栄養士会会長	7
	8	小泉 ひろみ	一般社団法人秋田県医師会会長	8
	9	藤カ子	秋田県食生活改善推進協議会会長	9
	10	白川 秀子	公益社団法人秋田県看護協会会長	10
	11	須高 広悦	社会福祉法人秋田県社会福祉協議会常務理事	11
	12	橋本 勉	秋田大学大学院医学系研究科教授	12
	13	嶋山 桂郎	一般社団法人秋田県歯科医師会副会長	13
	14	羽岡 博子	秋田大学大学院医学系研究科長	14
	15	原嶋 明元	健康保険組合連合会秋田連合会会長	15
	16	藤嶋 幸志	公募委員	16
	17	藤積 元	一般社団法人秋田県歯科医師会会長	17
	18	穂積 満一	秋田県市長会長	18
	19	細浦 進	秋田県町村会副会長	19
	20	三浦 孝博	一般社団法人秋田県医師会副会長	20
	21	山吉 博史	日本労働組合総連合会秋田県連合会副事務局長	21
	22	山吉 秀一	秋田労働局労働基準部長	22
	23	山吉 原	一般社団法人秋田県医師会副会長	23
がん対策分科会	1	秋山 博実	大曲厚生医療センター緩和ケア科医員	24
	2	安藤 秀明	秋田大学大学院医学系研究科看護学講座教授	25
	3	伊藤 善信	秋田市保健所長	26
	4	伊藤 伸一	一般社団法人秋田県医師会副会長	27
	5	軽部 彰宏	由利組合総合病院院長	28
	6	今野 麻衣子	秋田大学医学部附属病院看護師長	29
	7	佐々木 修	一般社団法人秋田県薬剤師会副会長	30
	8	柴田 浩行	秋田大学医学部附属病院腫瘍情報センター長	31
	9	白川 秀子	公益社団法人秋田県看護協会会長	32
	10	神 万里夫	公益財団法人秋田県総合保健事業団常務理事	33
	11	鈴木 敏文	中通総合病院放射線科医師	34
	12	鈴木 雅昭	北秋田市健康福祉部医療健康課長	35
	13	田中 鈴貴	秋田県がん患者団体連絡協議会きぼうの虹副代表	36
	14	三浦 吉貴	一般社団法人秋田県歯科医師会副会長	37
	15	吉原 秀一	一般社団法人秋田県医師会副会長	38
	16	吉原 優貴	秋田大学大学院医学系研究科放射線医学講座講師	39
① 消化器がん部会	1	有田 淳一	秋田大学大学院医学系研究科教授	40
	2	飯島 克則	秋田大学大学院医学系研究科教授	41
	3	伊藤 良正	一般社団法人秋田県医師会理事	42
	4	榎本 好恭	平鹿総合病院副院長	43
	5	小野崎 圭助	一般社団法人秋田県医師会常任理事	44
	6	菊地 摩貴子	横手市市民福祉部健康推進課保健師主幹	45
	7	小泉 亮道	小泉病院理事長	46
	8	小玉 浩輝	公益社団法人秋田県診療放射線技師会理事	47
	9	神 万里夫	公益財団法人秋田県総合保健事業団常務理事	48
	10	曾根 純之	一般社団法人秋田県医師会常任理事	49
	11	武藤 康理	大曲厚生医療センター院長	50
	12	武藤 康理	一般社団法人秋田県医師会常任理事	51
② 子宮がん部会	1	大田 昭子	秋田県産婦人科医会会長	52
	2	部 彰宏	一般社団法人秋田県医師会常任理事	53
	3	軽部 彰宏	由利組合総合病院院長	54
	4	後藤 利明	一般社団法人秋田県臨床検査技師会学術部病理細胞部門長	55
	5	田中 貴久子	男鹿市健康推進課主幹	56
	6	田中 秀則	御野場たなかレディースクリニック院長	57
	7	寺田 幸弘	秋田大学大学院医学系研究科教授	58
	8	南 博一	日本臨床細胞学会秋田県支部支部長	59
	9	牧野 健一	秋田大学医学部附属病院産科婦人科講師	60
③ 乳がん部会	1	石山 公一	市立秋田総合病院放射線科科長	61
	2	伊藤 亜樹	秋田赤十字病院乳腺外科部長	62
	3	伊藤 良正	一般社団法人秋田県医師会理事	63
	4	工藤 保幸	あきた乳腺クリニック院長	64
	5	島田 友幸	平鹿総合病院診療部長	65
	6	曾根 純之	一般社団法人秋田県医師会常任理事	66
	7	田中 としみ	秋田市保健所保健予防課長	67
	8	寺田 かおり	秋田大学医学部附属病院第二外科講師	68
	9	東海林 綾	公益社団法人秋田県診療放射線技師会MMG委員	69
④ 肺がん等部会	1	石山 公一	市立秋田総合病院放射線科科長	70
	2	今井 博一	秋田大学大学院医学系研究科准教授	71
	3	川又 博一	公益社団法人秋田県診療放射線技師会会長	72
	4	黒川 亮	日本赤十字秋田看護大学特任教授	73
	5	小泉 利明	一般社団法人秋田県医師会理事	74
	6	後藤 晴美	一般社団法人秋田県臨床検査技師会学術部病理細胞部門長	75
	7	斎藤 美敏	にかほ市市民福祉部健康推進課長	76
	8	中山 勝一	大曲厚生医療センター副院長	77
	9	中浦 進一	秋田大学大学院医学系研究科教授	78
	10	三浦 秀一	一般社団法人秋田県医師会副会長	79
	11	吉原 秀一	一般社団法人秋田県医師会副会長	80
⑤ がん登録部会	1	戸堀 文雄	公益財団法人秋田県総合保健事業団理事長	81
	2	加藤 謙勤	加藤法律事務所	82
	3	佐藤 礼次郎	市立秋田総合病院院長	83
	4	齊藤 浩行	秋田厚生医療センター副院長	84
	5	柴田 理子	秋田大学医学部附属病院腫瘍情報センター長	85
	6	武利 徳子	一般社団法人秋田県医師会常任理事	86
	7	武利 徳子	一般社団法人秋田県医師会常任理事	87

審 議 会 等 名 称		氏 名		所 属 役 職 等	備 考
2	母子保健分科会	1	利 部 德 子	一般社団法人秋田県医師会常任理事	88
		2	齊 藤 清 子	公益社団法人秋田県看護協会理事	89
		3	佐 藤 郁 朗	秋田赤十字病院産科部長	90
		4	高 橋 勉	秋田大学医学部附属病院講師	91
		5	高 橋 田 勉	秋田大学大学院医学系研究科教授	92
		6	武 寺 幸 弘	一般社団法人秋田県医師会常任理事	93
		7	古 松 由 美	秋田大学大学院医学系研究科教授	94
		8	野 田 美 子	一般社団法人秋田県助産師会会長	95
		9	才 野 子	一般社団法人秋田県歯科医師会常務理事	96
3	感染症対策分科会	1	池 島 進	大館市立総合病院内分泌・代謝・神経内科部長	97
		2	伊 藤 善 信	秋田市保健所長	98
		3	倉 光 智 之	くらみつ内科クリニック院長	99
		4	黒 木 淳	由利組合総合病院副院長	100
		5	小 泉 ひろみ	一般社団法人秋田県医師会会長	101
		6	小 杉 真 吾	秋田県保健所長会会長	102
		7	嵯 峨 知 生	秋田大学医学部附属病院感染制御部病院教授	103
		8	佐々木 専 悦	公益社団法人秋田県獣医師会常務理事	104
		9	清水 隆 夫	一般社団法人秋田県歯科医師会常務理事	105
		10	中 山 勝 敏	秋田大学大学院医学系研究科教授	106
		11	奈 良 美 保	秋田大学医学部付属病院輸血細胞治療・移植再生医療センター病院准教授	107
		12	平 山 雅 士	中通総合病院副院長	108
		13	本 間 光 信	市立秋田総合病院呼吸器内科	109
		14	安 田 哲 弘	一般社団法人秋田県薬剤師会専務理事	110
		15	山 岡 ふ 子	公益社団法人秋田県看護協会専務理事	111
	① 新興感染症部会	1	相 澤 寛	秋田県保健所長会副会長	112
		2	阿 部 亜 矢	公益社団法人秋田県看護協会	113
		3	石 川 達 哉	秋田県立循環器・脳脊髄センター病院長	114
		4	伊 藤 善 信	秋田市保健所長	115
		5	萱 森 真 雄	秋田県老人福祉施設協議会会長	116
		6	菊 地 富 貴	秋田県訪問看護ステーション協議会会長	117
		7	熊 谷 正 広	仙台検疫所秋田船川出張所長	118
		8	黒 木 淳 生	由利組合総合病院副院長	119
		9	嵯 峨 知 生	秋田大学医学部附属病院感染制御部病院教授	120
		10	佐々木 修	一般社団法人秋田県薬剤師会副会長	121
		11	佐々木 重 喜	秋田県感染対策協議会会長	122
		12	鈴 木 明 文	地方独立行政法人秋田県立病院機構理事長	123
		13	武 田 智 修	一般社団法人秋田県医師会常任理事	124
		14	千 葉 智 広	秋田市消防本部救急課長	125
		15	西 谷 浩 一	小坂町福祉課長	126
	② 肝疾患対策部会	16	福 井 伸 之	秋田厚生医療センター副院長	127
		17	三 浦 靖 之	秋田県障害福祉団体協議会会長	128
		18	武 蔵 貞 貞	一般社団法人秋田県歯科医師会理事	129
		1	石 川 長 生	秋田県肝臓友の会幹事	130
		2	石 田 素 子	大仙市健康福祉部健康増進センター副主幹	131
		3	伊 藤 善 信	秋田市保健所長	132
		4	倉 光 智 之	くらみつ内科クリニック院長	133
		5	後 藤 隆 康	秋田大学大学院医学系研究科准教授	134
		6	中 島 康 夫	中島内科医院院長	135
		7	中 根 邦 夫	市立秋田総合病院消化器内科医員	136
		8	藤 島 裕 耕	能代厚生医療センター副院長	137
		9	藤 原 純 一	大曲厚生医療センター消化器科長	138
		10	船 岡 正 人	市立横手病院副院長	139
		11	星 野 孝 男	秋田厚生医療センター副院長	140
		12	武 藤 理 子	一般社団法人秋田県医師会常任理事	141
		13	山 居 聖 典	大館市立総合病院消化器・血液・腫瘍内科部長	142
		14	渡 辺 大 亮	わたなべ内科医院院長	143
4	歯科保健分科会	1	石 井 志 保	秋田県保育協議会	144
		2	伊 藤 貴 子	秋田市立築山小学校校長	145
		3	甫 飯 貴 子	秋田県歯科衛生士会会長	146
		4	佐 藤 浩 悦	一般社団法人秋田県歯科医師会理事	147
		5	須 田 広 睦	社会福祉法人秋田県社会福祉協議会常務理事	148
		6	成 田 睦 子	公益社団法人秋田県看護協会常務理事	149
		7	畠 山 桂 郎	秋田県学校保健連合会副会長	150
		8	福 田 雅 幸	秋田大学医学部附属病院歯科口腔外科病院教授	151
		9	藤 枝 信 夫	一般社団法人秋田県医師会理事	152
		10	藤 原 元 幸	一般社団法人秋田県歯科医師会会長	153
		11	船 木 初 美	公益社団法人秋田県栄養士会副会長	154
5	健康秋田21計画企画評価分科会	1	安 藤 秀 明	秋田大学大学院医学系研究科看護学講座教授	155
		2	伊 藤 伸 一	一般社団法人秋田県医師会副会長	156
		3	武 田 修 子	一般社団法人秋田県医師会常任理事	157
		4	野 村 恭 子	秋田大学大学院医学系研究科教授	158
		5	嶋 山 桂 郎	一般社団法人秋田県歯科医師会副会長	159
		6	三 浦 進 一	一般社団法人秋田県医師会副会長	160
6	栄養・食生活分科会	1	石 川 匡 子	公立大学法人秋田県立大学生物資源科学部応用生物科学科准教授	161
		2	石 郷 岡 深 雪	公益社団法人秋田県栄養士会副会長	162
		3	小 泉 亮 子	一般社団法人秋田県医師会理事	163
		4	齋 藤 カヅ子	秋田県食生活改善推進協議会会長	164
		5	佐 藤 浩 子	一般社団法人秋田県歯科医師会理事	165
		6	高 山 裕 子	聖霊女子短期大学生活文化科教授	166
7	心の健康づくり推進分科会	1	石 場 加 奈	一般社団法人秋田県薬剤師会副会長	167
		2	小 野 秀 人	一般社団法人秋田県経営者協会専務理事	168
		3	北 林 浩 之	秋田労働局労働基準部健康安全課長	169
		4	木 場 和 子	秋田・こころのネットワーク会長	170
		5	久 慈 隆 正	秋田県教育庁高校教育課長	171
		6	雲 然 俊 美	特定非営利活動法人秋田いのちの電話副理事長	172
		7	小 玉 志 桜	秋田県公認心理師・臨床心理士協会委員	173
		8	小山 友 子	公募委員	174
		9	佐々木 和 男	秋田県民生児童委員協議会副会長	175
		10	佐々木 久 長	秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻看護学講座准教授	176
		11	鈴 木 トシ 子	公益財団法人秋田県老人クラブ連合会女性委員会副委員長	177
		12	高 橋 佑 輔	仲小路法律事務所	178
		13	内 藤 信 吾	一般社団法人秋田県医師会常任理事	179
		14	細 川 大 輔	秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課長	180
		15	三 島 和 夫	秋田大学大学院医学系研究科教授	181
		16	和 田 英 治	株式会社秋田魁新報社経営管理本部 総務局 人財部長	182

衛生統計

3 10大死因

年次 死因	平成26年			平成27年			平成28年			平成29年			平成30年			令和元年			令和2年			令和3年			令和4年			令和5年			全国率 (R5)
	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位	
悪性新生物	4,211	407.3	1	4,165	408.0	1	4,242	421.3	1	4,099	413.2	1	4,147	424.0	1	4,158	431.8	1	4,137	432.9	1	4,136	439.5	1	4,260	460.0	1	3,977	437.5	1	315.6
心疾患	2,267	219.2	5	2,134	209.2	7	2,098	208.3	8	2,086	210.3	10	2,091	213.8	11	2,046	212.5	11	2,068	216.4	9	2,118	225.1	11	2,119	228.8	13	2,160	237.6	11	190.7
脳血管疾患	1,645	159.1	2	1,571	154.0	1	1,627	161.6	1	1,615	162.8	1	1,542	157.7	2	1,625	168.7	1	1,467	153.5	2	1,575	167.4	1	1,573	169.9	1	1,576	173.4	1	86.3
老衰	965	93.3	8	982	96.3	12	1,074	106.7	11	1,250	126.0	8	1,272	130.1	10	1,435	149.0	6	1,496	156.5	10	1,644	174.7	8	1,964	212.1	5	2,121	233.3	2	156.7
肺炎	1,378	133.3	6	1,354	132.7	7	1,288	127.9	7	1,144	115.3	6	1,075	109.9	4	1,078	111.9	5	895	93.7	6	820	87.1	6	796	86.0	9	837	92.1	8	62.5
不慮の事故	496	48.0	4	467	45.8	4	549	54.5	1	472	47.6	4	531	54.3	1	512	53.2	1	439	45.9	3	466	49.5	1	484	52.3	3	536	59.0	2	36.7
誤嚥性肺炎	...	...	-	...	...	-	...	...	-	382	38.5	11	421	43.0	9	404	42.0	10	415	43.4	12	517	54.9	7	594	64.1	6	611	67.2	5	49.7
血管性及び詳細不明の認知症	150	14.5	5	180	17.6	3	198	19.7	3	302	30.4	1	310	31.7	2	305	31.7	3	302	31.6	4	316	33.6	5	359	38.8	1	320	35.2	4	19.7
腎不全	272	26.3	8	282	27.6	8	279	27.7	10	273	27.5	12	332	33.9	2	346	35.9	1	302	31.6	6	305	32.4	7	339	36.6	6	331	36.4	5	24.9
自殺	269	26.0	2	262	25.7	1	240	23.8	1	242	24.4	1	199	20.3	4	200	20.8	1	172	18.0	10	177	18.8	8	209	22.6	1	176	19.4	5	17.4

※ 率は、人口10万対

4 平均寿命

年次	男			女		
	秋田	全国	秋田	秋田	全国	全国
H 2	75.29	*75.92	81.80	83.12	*81.90	*81.90
H 7	75.92	*76.38	83.12	83.12	*82.85	*82.85
H 1 2	76.81	*77.72	84.32	84.32	*84.60	*84.60
H 1 7	77.44	*78.56	85.19	85.19	*85.52	*85.52
H 2 0		79.29			86.05	86.05
H 2 1		79.59			86.44	86.44
H 2 2	78.22	*79.55	85.93		*86.30	*86.30
H 2 3		79.44			85.90	85.90
H 2 4		79.94			86.41	86.41
H 2 5			80.21		86.61	86.61
H 2 6			80.50		86.83	86.83
H 2 7	79.51	*80.75	86.38		*86.99	*86.99
H 2 8		80.98			87.14	87.14
H 2 9		81.09			87.26	87.26
H 3 0		81.25			87.32	87.32
R 1		81.41			87.45	87.45
R 2	80.48	*81.56	87.10		*87.71	*87.71
R 3		81.47			87.57	87.57
R 4		81.05			87.09	87.09
R 5		81.09			87.14	87.14

*は完全生命表、その他は、簡易生命表による。

完全生命表：国勢調査年次の人口動態統計（確定数）と国勢調査人口に基づき作成。

簡易生命表：人口動態統計（概数）と推計人口を用い作成。完全生命表の間を埋めるものとして活用。

5 人口動態

年次	出生			死亡			死産			婚姻			離婚		
	秋田	全国	率	秋田	全国	率	秋田	全国	率	秋田	全国	率	秋田	全国	率
	実数	率	率	実数	率	率	実数	率	率	実数	率	率	実数	率	率
H 2	10,992	9.0	10.0	10,005	8.2	6.7	508	44.2	42.3	5,632	4.6	5.9	1,256	1.02	1.28
H 7	9,995	8.3	9.5	10,931	9.0	7.4	410	39.4	32.1	5,923	4.9	6.4	1,478	1.22	1.60
H 1 2	9,007	7.6	9.5	12,026	10.1	7.7	304	32.6	31.2	5,669	4.8	6.4	1,925	1.62	2.10
H 1 7	7,697	6.7	8.4	13,061	11.4	8.6	247	31.1	29.1	4,884	4.3	5.7	1,856	1.63	2.08
H 2 0	7,421	6.7	8.7	13,638	12.3	9.1	209	27.4	25.2	4,555	4.1	5.8	1,823	1.65	1.99
H 2 1	7,013	6.4	8.5	13,866	12.7	9.1	190	26.4	24.6	4,364	4.0	5.6	1,708	1.56	2.01
H 2 2	6,688	6.2	8.5	14,288	13.2	9.5	181	26.4	24.2	4,281	4.0	5.5	1,795	1.66	1.99
H 2 3	6,658	6.2	8.3	14,642	13.7	9.9	192	28.0	23.9	4,058	3.8	5.2	1,555	1.45	1.87
H 2 4	6,543	6.2	8.2	14,856	14.0	10.0	171	25.5	23.4	4,020	3.8	5.3	1,495	1.41	1.87
H 2 5	6,177	5.9	8.2	14,824	14.2	10.1	149	23.6	22.9	3,865	3.7	5.3	1,485	1.42	1.84
H 2 6	5,998	5.8	8.0	15,095	14.6	10.1	165	26.8	22.9	3,842	3.7	5.1	1,444	1.40	1.77
H 2 7	5,861	5.7	8.0	14,794	14.5	10.3	130	21.7	22.0	3,613	3.5	5.1	1,534	1.50	1.81
H 2 8	5,666	5.6	7.8	15,244	15.1	10.5	133	22.9	21.0	3,510	3.5	5.0	1,393	1.38	1.73
H 2 9	5,396	5.4	7.6	15,425	15.5	10.8	108	19.6	21.1	3,311	3.3	4.9	1,366	1.38	1.70
H 3 0	5,040	5.2	7.4	15,434	15.8	11.0	115	22.3	20.9	3,052	3.1	4.7	1,246	1.27	1.68
R 1	4,696	4.9	7.0	15,784	16.4	11.2	117	24.3	22.0	3,161	3.3	4.8	1,278	1.33	1.69
R 2	4,499	4.7	6.8	15,379	16.1	11.1	98	21.3	20.1	2,686	2.8	4.3	1,213	1.28	1.57
R 3	4,335	4.6	6.6	16,019	17.0	11.7	100	22.5	19.7	2,618	2.8	4.1	1,043	1.11	1.50
R 4	3,992	4.3	6.3	17,256	18.6	12.9	80	19.6	19.3	2,447	2.6	4.1	1,068	1.15	1.47
R 5	3,611	4.0	6.0	17,517	19.3	13.0	90	24.3	20.9	2,302	2.5	3.9	1,151	1.27	1.52